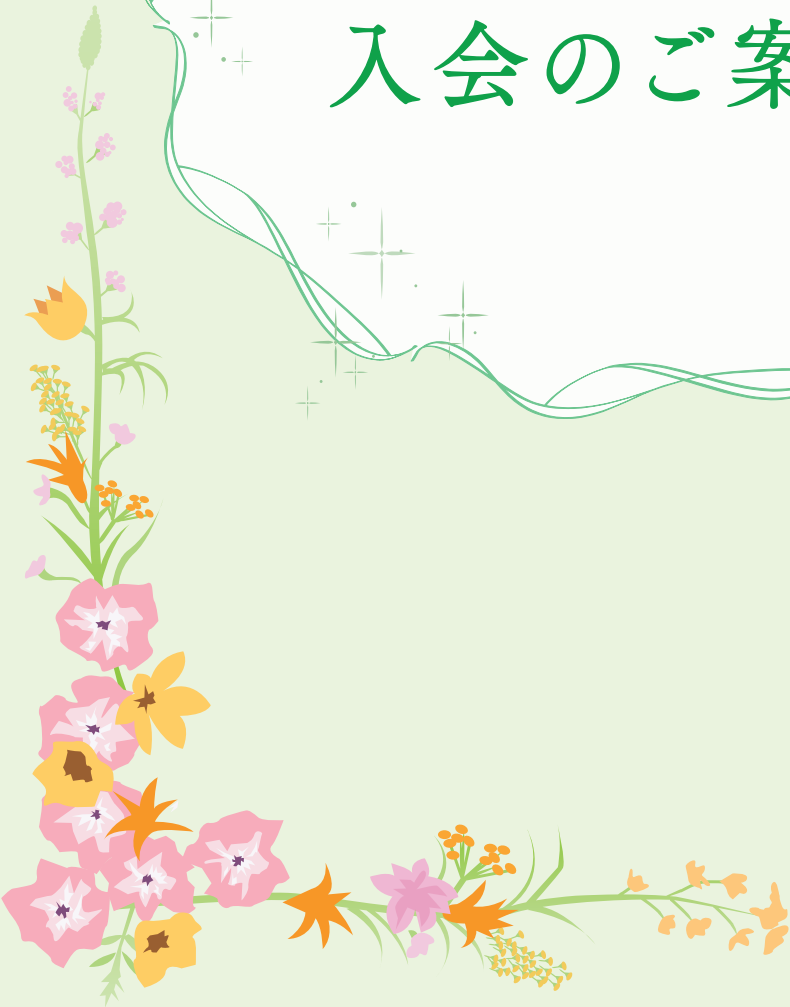




一般財団法人マナビス会

入会のご案内

一般財団法人マナビス会 ガイド



「一般財団法人マナビス会」(以下「財団」)は、マナビス・スキンケア・クラブ(以下「MSC」)の会員さまのうち、一定の要件を満たし本財団へ入会された方(以下「財団会員」)につき、そのご本人もしくはご家族※が万が一病気や怪我、加齢等によって要介護状態になってしまわれたときに、毎月一定の金額を、一定期間支給いたします。

※財団会員の配偶者、財団会員の父母、ならびに配偶者の父母。

目 次

入会方法・・・・・・・・・・	2	給付について・・・・・・・・	7-8
推薦要件・・・・・・・・・・	2-4	給付期間・・・・・・・・・・	7
推薦要件①		給付額・・・・・・・・・・	7
「長年の愛用者であること」	2	給付終了事由・・・・・・・・	7
推薦要件②		給付・給付額に関するQ&A	8
「マナビスの仲間と縁をつないでいること」	3-4		
推薦要件に関するQ&A	5-6	よくあるご質問	9
法令順守・・・・・・・・・・	5	受給手続き	10
推薦要件の判定時期	5		
推薦の有効期間	6		
財団会員資格の有効期間	6		
推薦要件の変更	6		

入会方法

財団が定める書式による申込み及び財団の承認が必要です。

申込資格

- MSCの会員であること。
- 株式会社マナビス化粧品(以下「会社」)の推薦があること。

推薦要件

2つの大きな柱があります。

- 1つ目は「長年の愛用者であること」。
- 2つ目は「マナビスの仲間と縁(えにし)をつないでいること」。

推薦要件①「長年の愛用者であること」とは

年間で40個以上、継続して5年以上、商品を愛用している方です。

条件達成の例（申込日を2020年度として）

5年前 40個 (2015年度)	4年前 40個 (2016年度)	3年前 40個 (2017年度)	一昨年 40個 (2018年度)	昨年 40個 (2019年度)
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------

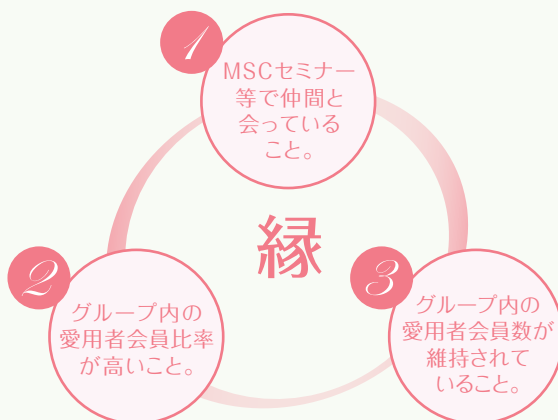
継続して5年以上

条件未達成の例（申込日を2020年度として）

5年前 40個 (2015年度)	4年前 40個 (2016年度)	3年前 30個 (2017年度)	一昨年 40個 (2018年度)	昨年 40個 (2019年度)
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------

※継続して5年以上購入しているが、3年前の年間購入数が40個未満であるため、条件未達成となる。

推薦要件②「マナビスの仲間と縁(えにし)をつないでいること」とは



1 MSCセミナー等で仲間と会っていること。



ビーナス以外

自身がMSCセミナー等に年3回以上出席。

ビーナス

条件1・自身がMSCセミナー等に年8回以上出席。

条件2・MSCセミナー等傘下動員数100名以上。

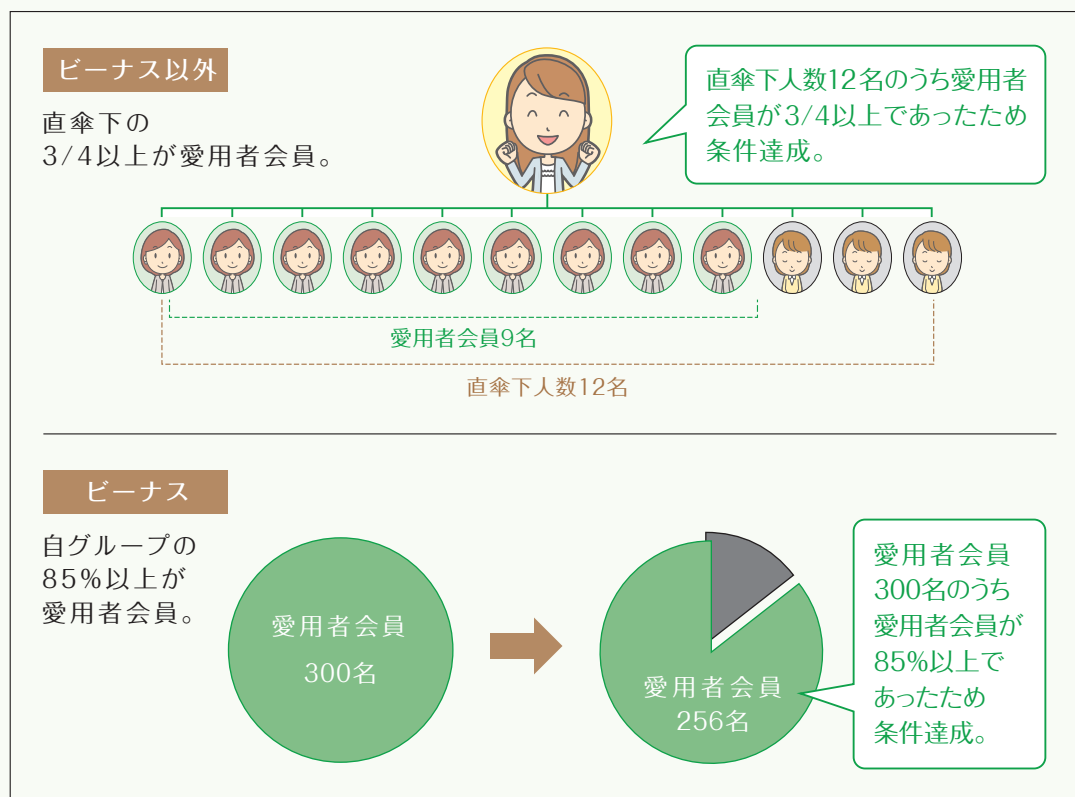
MSCセミナー以外の地元ホームパーティやお茶会でもOK!
グループの方と積極的にお会いしましょう。



集まりごとは「記録シート」に記載し会社にご提出ください。

② グループ内の愛用者会員比率が高いこと。

MSC年度の年初愛用者会員人数(4月1日)がポイントです。
年初愛用者会員人数を基準に「傘下の愛用者会員比率」が算出されます。
「愛用者会員」とは、前年度及び当年度に商品を1個以上購入した会員の方をいいます。



③ グループ内の愛用者会員数が維持されていること。

年初人数が以下に達成していること。

ビーナス	愛用者会員 250名以上 (傘下ビーナスを除く)
ジュピター	愛用者会員 30名以上 (傘下ジュピターを除く)
アース	愛用者会員 5名以上 (傘下アースを含む)

※上記以外のランクは規定なし。

推薦要件①、② 全て継続して5年間クリアする必要があります。

※1つでも条件未達成があった場合、継続期間はリセットされます。

推薦要件に関するQ&A

法令順守



Q 推薦要件を満たしていても、推薦されない場合がありますか？

A はい。推薦要件を満たしていても、以下の場合、推薦されないことがあります。

推薦されない場合

- ① 会社またはルール審議委員会等で罰則等を受けた場合。
- ② マネージャー資格のある方で、自グループにおいて、罰則等を受けた方が出た場合。



推薦要件の判定時期



Q 推薦要件の判定時期はいつでしょうか？

A 毎年4月1日付で判定し「推薦者リスト」を作成いたします。



推薦の有効期間



Q 推薦されてから、いつまでに入会すればいいのでしょうか？

A 推薦された年度中であれば、入会は可能です。



財団会員資格の有効期間



Q 財団会員資格に有効期間はありますか？

A 有効期間については以下の通りです。

会員資格の有効期間

- ① 毎年5月1日～翌年4月30日までの1年間とします。
- ② 期間内でも自由に退会できます。



推薦要件の変更



Q 今後推薦要件が変更されることはありますか？

A はい。推薦要件については、何らかの予告なしに変更する場合があります。予めご了承ください。



給付について

財団会員、もしくは財団会員の家族^{※1}が要介護3以上の認定を受けた場合^{※2}、給付申請により、財団から財団会員に対して、毎月一定額を一定期間支給いたします。

※1 財団会員の配偶者、財団会員の父母、ならびに配偶者の父母。

※2 財団入会以前より要介護3以上の認定を受けている場合も含みます。

給付期間

推薦要件①と推薦要件②の全てを
平成23年度(2011年度)以降継続して満たした年数
(過去に給付を受けた月数は減算)

+ 3年 = 給付期間

※2回目以降の申請の場合、3年の加算はされることがあります。

例 (2020年度の初回申請の場合)

	6年前 (2014年度)	5年前 (2015年度)	4年前 (2016年度)	3年前 (2017年度)	一昨年 (2018年度)	昨年 (2019年度)
推薦要件①	×	○	○	○	○	○
推薦要件②	×	○	○	○	○	○

推薦要件①と推薦要件②の全てを
継続して満たした年数

5年 + 3年 = 給付期間 8年

給付額

30,000円／月

給付終了事由

給付期間内であっても、次の場合は給付終了となります。

- 財団会員、もしくは申請対象者である財団会員の家族が亡くなった場合。
- 申請対象者である財団会員、もしくは財団会員の家族が要介護3以上ではなくなった場合。
- 申請対象者が財団会員の家族であるときは、本人がMSC会員・財団会員でなくなった場合。

給付・給付額に関するQ&A



Q 給付が始まってからMSCや財団の会員でなくなった場合、給付は中止されますか？

A いいえ。ご本人を対象者として給付を申請された場合、給付が始まってからMSCや財団の会員でなくても、他の給付中止事由が生じない限り、確定した期間は支給いたします。

Q 配偶者や父母を対象者として給付を申請した場合、給付が始まってから自分がMSCや財団の会員でなくなれば、給付は中止されますか？

A 中止されます。申請対象者が家族の場合、本人がMSC会員・財団会員であることが条件となります。



Q この制度は、対象者を変えて何度も給付申請することはできますか？

A 同時に複数の方を対象者とすることはできませんが、対象者を変更することや、当初の給付が終了となった後に別の方を対象者として給付申請することはできます。

Q 給付期間は一律ですか？

A いいえ。**推薦要件①、②**全ての継続年数によって期間が変わります。**推薦要件①、②**に関する詳細は2～4ページをご覧ください。



よくあるご質問

Q 推薦要件①「長年の愛用者であること」と

推薦要件②「マナビスの仲間と縁(えにし)をつないでいること」はいずれかを満たせば推薦されるのでしょうか？

A いいえ。推薦要件は①と②どちらも継続して5年満たす必要があります。



Q 給付の年数は支給月からのカウントですか？

A はい。給付(支払い)開始月からのカウントですので、給付年数3年確定の方は、36ヵ月支払いが続きます。

Q ビーナス育成をした場合、推薦要件や給付要件等の審査はどうなりますか？

A 育成側のビーナスは、育成年度に限り無条件で該当年度の推薦要件を達成とします。給付要件も同様に該当年度は全要件を達成したとみなして給付期間を算出いたします。



受給手続き

給付を受けるには、申請が必要です。

財団会員、もしくは財団会員の家族^{※1}が要介護3以上の認定を受けた場合（財団入会以前より要介護3以上の認定を受けている場合も含む）、財団へ受給手続き希望の連絡をする。

※1 財団会員の配偶者、財団会員の父母、ならびに配偶者の父母。



財団所定の「給付申請書」に記入し、必要書類を添付して給付申請。



財団にて申請受理、審査後、給付開始。

入会の意思があっても、給付申請書に本人が記入できないハンディキャップがある場合は、特例として代筆記入が認められます。詳細につきましては、(株)マナビス化粧品にお問合せください。



お問合せ先

マナビス化粧品
会員課

0120-268-510 (9:00~17:00)
土・日・祝日休

〒279-0032 千葉県浦安市千鳥15-8

2020.3 01-05